

発 達 障 が い

ハ ン ド ブ ッ ク

よい支援方法を
“知ろう”クマ

発 達 障 が い
知 ろ う ㊦

鳥取県発達障がい啓発推進キャラクター
シロウクマ先生

シ ロ ウ ク マ 先 生 と 学 ぶ
発 達 障 が い の あ れ こ れ

令和4年1月改訂版

はじめに

人は一人ひとり違った個性を持っています。見た目の違いはもちろんのこと、好きなことや嫌いなこと、得意なことや苦手なことなど、みんな違っています。その中には発達障害がゆっくりだったり偏りがあったりする、発達障がいのある人もいます。

また、人は生まれてから、それぞれのライフステージでさまざまな人と関わりながら生きています。そして誰もが、家族や地域、その他自分を取り巻くたくさんの人たちとのつながりの中で成長していきます。

人生は楽しいことばかりではありません。悩んだり迷ったりする場面もたくさんあります。うまくいなくて、どうしたらいいかわからなくなったり、他の人と比べて「なんとなくみんなと違う」「自分だけがなぜかうまくいかない」と感じることもあるでしょう。

でも、そんなときは一人きりで、あるいは家族だけでかかえこまないでください。

あなたをサポートしてくれる場所は身近にあります。

子育て中のみなさんや子育てを支える人々のために、そして、あなた自身のために、このハンドブックをお役立てください。



もくじ

発達障がいとは？	P3
自閉スペクトラム症とは？	P4
特性／ライフステージと特性／事例紹介／シロウクマ先生からのアドバイス	
注意欠如・多動症とは？	P11
特性／タイプ／事例紹介／シロウクマ先生からのアドバイス	
限局性学習症とは？	P17
特性／タイプ／事例紹介／シロウクマ先生からのアドバイス	
支援する	P21
支援のポイント／思春期以降の対応	
相談する	P26
鳥取県の取組	P30
県内の相談機関等	P38

🍀 発達障がいとは？

発達障がいの代表的なものとして、主に次のようなものがあげられます。

それぞれの障がいの特性

説明動画はこちら



知的な遅れを伴うこともあります

自閉スペクトラム症(ASD)

- コミュニケーションの苦手さ
- 対人関係・社会性の問題
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 感覚の過敏さ、または鈍感さ
- 不器用さ

注意欠如・多動症(ADHD)

- 不注意(集中できない、ぼーっとしている)
- 多動性および衝動性(じっとしていられない、考えるよりも先に動く)

限局性学習症(SLD)

- 「読む」「書く」「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

注) ASD・ADHD・SLDには、明確な境界線がありません。症状のあらわれ方は、年齢や状況により変化したり、重複することがあります。

※次のように言う場合もあります。◎自閉スペクトラム症⇒自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい(PDD)
◎注意欠如多動症⇒注意欠陥多動性障害(AD/HD)
◎限局性学習症⇒学習障がい(LD)

発達障害者支援法において「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」(発達障害者支援法における定義 第2条より)と定義されています。また、医療機関では、上の図のような診断名も用いられています。

障がいの種類を明確にわけて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なりあっている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大切なことはその人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人にあった支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

1 限目

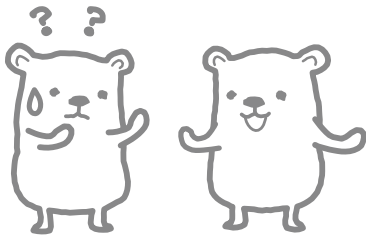
自閉スペクトラム症とは？

対人関係や社会性の発達に偏りがあり、コミュニケーションをとることが苦手です。想像力を働かせることや、耳で聞く言葉、会話を理解することが得意ではありません。特定のものごとに対するこだわりがあり、独特の考え方や行動のパターンを持っているので、集団の中に入るといろいろな問題や困ったことに直面してしまいます。

年齢や知的障がいの有無、症状の程度などにより、いろいろな特徴や症状があらわれてくるため、一人ひとりに合った適切な支援をする必要があります。



◎人とのコミュニケーションや社会的交流が苦手



共感性が薄く、他人と楽しみを共有しづらい。

含みのある言い回しや、言葉の裏にある相手の真意を汲み取ることが苦手で、相手の感情が読めず友だちづきあいが下手。

暗黙のルールや状況の理解が苦手で、言っただけのことや、言うべきでない場面で思ったことをすぐに口にしてしまう。

話し方が独特だったり、一方的に話をするなど会話が成り立たないことがある。

◎イメージを共有することが苦手

抽象的な言い方が理解できず、言葉や会話の内容を汲み取ることが苦手。目の前にないものを考える、実際にはない事柄を考えるのが苦手。

概念や抽象的・象徴的なことからの理解が困難。また、会話の中で省略されたことからの示されていないことからの推測するのが苦手なため、常識や基本的ルールがわからないといわれがち。



◎活動や興味の範囲がせまい



特定のものごとに対するこだわりが強い一方、興味のないことには無関心。

自分の行動パターンやものにこだわり、周りの人や習慣、行動予定のわずかな変化にも驚いて苦痛を感じてしまう。

◎多動や不器用

集中力が続きにくく、姿勢のくずれがみられる。落ち着きがなかったり、思いついたら衝動的に行動することもある。

スプーンや箸が上手に使えない、ボタン掛けが上手にならないといった不器用さが目立つ場合もある。



◎アンバランスな感覚

視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚といったさまざまな感覚に偏りがある。

身体に触られるのは過剰に反応して嫌がるのに、けがの痛みには反応しない、日常的な雑音（人の会話や犬の吠え声など）にはひどく不快感を示すが、多くの人が耐え難い金属やガラスの摩擦音は平気、など。



得意なこと

- 興味関心があることにはすごい集中力を発揮し、暗記が得意。
- 常識にとらわれないようなユニークな発想力がある。
- 誠実で、きまったルールや手順はきっちり守ろうとする。

2 限目

ライフステージと特性

自閉スペクトラム症の特性は、知的障がいの有無や症状の程度のほか、それぞれのライフステージによっても変化していくことがわかっています。その年齢、年代によって現れる課題に、精神活動や行動、周囲の人間関係が影響しあって複雑な症状や行動パターンが形成されていくからです。

一般的には、幼いうちに支援を開始すれば、その後の社会適応能力が高くなるといわれています。

しかし「支援はいつまでに開始しなければならない」「そうでないと手遅れになる」というものでもありません。

自閉スペクトラム症の支援は、個性を尊重して、成長とともに変化していく症状にあわせて、個々の適性をみながら長期的に行っていくことが大切です。



乳 幼 児 期 の 特 性

乳幼児期は、発達とともに障がい特有の行動が徐々に明らかとなる時期です。限られたものに興味を持ち執着する強いこだわりがみられる一方で、興味が無いものには全く関心を示さないといった様子がみられます。

また、遊びが続かなかったり多動で落ち着きの無さが目立つ時期です。

つま先歩きや、極端な偏食など、聴覚、視覚、味覚、嗅覚、触覚に過敏さや鈍さが目立ちます。このような特性は、知的な障がいの有無に関わらずみられます。

好き嫌いやこだわりを無理に矯正しようとするとかえってマイナスの影響を与えることがあります。こだわり行動は、年齢と共に減っていく場合が多く、興味関心の対象も変わっていきます。

感覚の過敏さや鈍さが軽減し、それほど刺激が気にならなくなったり、偏食も徐々に改善されていく場合もあります。

学童期の特性

この時期は思春期に続く大切な時期で、自尊心や自己肯定感を育みながら、将来を見据えた支援が求められる時期となります。

乳幼児期に目立っていた感覚過敏やこだわり、多動はあまり目立たなくなりますが、集団生活の中で困難を感じるが多くなっていきます。対人関係に困難さがあるにも関わらず、同年代の子どもたちとの交流を求められ、同級生など対人関係のトラブルから集団の中で孤立してしまう場合もあります。

その結果、感覚の過敏さや不安症状などが強く現れ、不適応を起こしてしまう場合があります。問題がその子どもだけにあるのではなく周りの人がどのような関わりをするかによって良くも悪くもなり得ることを理解し、適切に対応することが望めます。

そうすることで子どもの自尊心が高まり、感情をコントロールしようとする気持ちの向上につながります。

思春期～青年期の特性

この時期は肉体的にも精神的にも大きな転換期で、多くの混乱を乗り越えて成長する大切な時期です。人間関係もより複雑になっていきます。

自閉スペクトラム症の特性がある場合、自己認識の混乱、社会性やコミュニケーションの問題などから孤立を深めたり、自信を喪失してしまう人もあります。

その結果、二次的な問題として、被害感や不適応感、無気力感、対人不信等を抱きやすくなったり、怒りや恨みがつもり、反社会的な行為などを発現しやすい時期でもあります。

このような場合、問題行動が目が行きがちですが、本人自身がいちばん傷つき、苦しんでいることを忘れず、障がいの特性を考慮して対応していくことが大切です。



自閉スペクトラム症の事例紹介

～ 小学校6年生男子 保護者 ～

2歳で自閉症の診断が出たわが子の、3歳の時のエピソードです。

家から保育園に行く時に、日替わりで小さい恐竜のおもちゃを握りしめていました。(あとから考えれば、不安だった心の安心グッズとして持っていたかったのだと思います。)

ですが、周囲のお友だちや先生のことを気にになり、母は「保育園にはおもちゃを持っていきません!」と禁止を繰り返す日々が続きました。



ある日のこと、毎日の問答に疲れた母が「持って行ってもいいよ」と答えると、子どもは、泣きながら、「持って行ってもいいって言ってくれてありがとう!ありがとう!」と大喜び。そのままおもちゃを忘れて気持ちよく保育園に行き、保育園でも落ち着いて過ごしたそうです。たった一つのOKサインが欲しかったのだとわかり、認める事の大切さを改めて確認した出来事でした。

その後、保育園の下駄箱に「〇〇君のたからもの」と書いた箱を先生に置いてもらい、その中に恐竜を入れるだけで保育園への登園がスムーズになりました。

否定文ではなく、まずはOKし、受け止めてあげることで親子関係も大きく安定しました。

それからは、家族で、肯定文を考えて伝えるゲームをしたり、いい伝え方をしている家族に「今の、いい言い方だね」とほめ合うようになりました。

私たち家族は、「いいよ」の一言の大切さを、子どもに教えてもらいました。



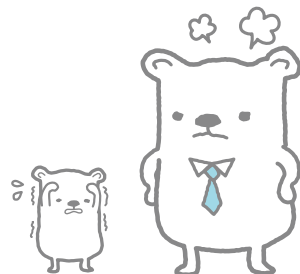
4 限目

シロクマ先生からの アドバイス



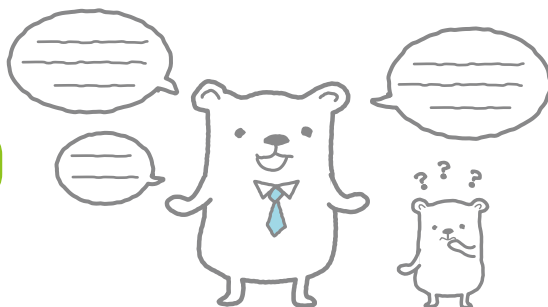
叩いたり、怒鳴ったり、

追いつめたりして叱るのは逆効果



長い文章よりも

簡潔で短い文章にする

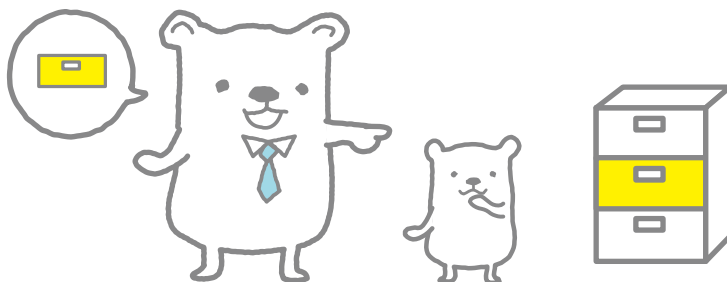


抽象的な言葉よりも具体的な言葉で伝える

「ちょっと待って」「あそこにしまっ」よりも

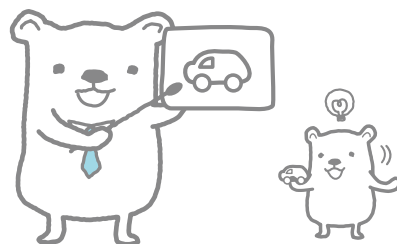


「3分待って」「黄色の引き出しにしまっ」など



言葉だけで難しい場合は、 その人にわかる手段を使って伝える

実物／絵／写真／文字／モデルを示す など

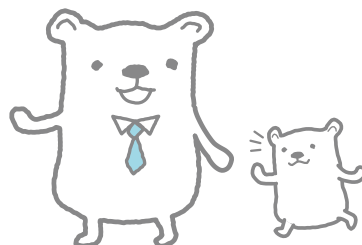


否定的でなく、肯定的に伝える

「走っちゃダメでしょ」「ちゃんとして！」よりも



「静かに歩こうね」「こうやってするんだよ」 など

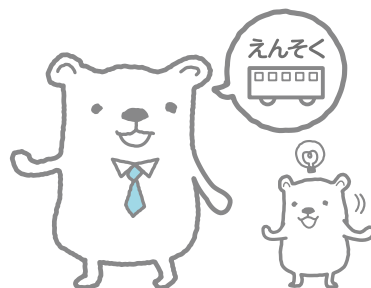


予定などは事前に伝えておく

いつ、どこで、誰と何をするのか、

終わったらどうなるかなどが

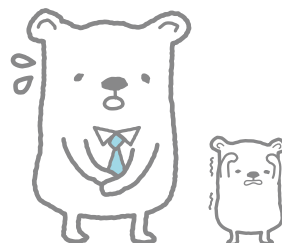
わかると安心できます。



でも、つい感情的に怒ってしまったときは…



怒ってしまったことを謝りましょう



1 限目

ADHD:Attention-Deficit Hyperactivity Disorder 注意欠如・多動症とは？

注意欠如・多動症（以下 ADHD）とは、年齢や発達に不釣りあいな不注意、多動性、衝動性を特徴とする発達障がい、日常活動や学習に支障をきたす状態をいいます。

このような特性は幼児期や学齢期の発達障がいのある人にはよくあるものです。そのため、周りの人たちに障がいという認識を持ってもらえず「乱暴者・悪い子・しつけのできていない子」のような否定的評価を受けやすくなり、保護者も「育て方が悪い」などの誤解を受けることがあります。

しかし、ADHDは生まれつきの脳の発達の偏りが関係していると考えられており、育て方やしつけによって起こるものではありません。



注意欠如・多動症の特性は「不注意」「多動性」「衝動性」の3つが特徴的です。

不注意

集中が続かない
気が散り易い
忘れっぽい



ADHD

多動性

じっとしている
ことが苦手で、
落ち着きが無い



衝動性

思いついた行動について、
やってもいいか考える前に
行動してしまう



◎ 不注意

過度な不注意は、脳の機能が十分に働いていないために起きると考えられています。

今行っていることや思考していることの短期的な記憶から、自分の状況を客観的に分析できず、その場に適した行動につなげることができないと考えられています。



◎ 多動性



多動の症状は意図的なものではなく、動いていないと落ち着かない、無意識のうちに体が動いてしまう、それを抑えることができないというものです。多動性は一般的に、成長とともにおさまる傾向があります。

目立つ動きはおさまっても、どこか体の一部が動いていたり、おしゃべりが止まらないなど症状を変えて残る場合もあります。

◎ 衝動性

思いついた行動について、行ってもよいか考える前に実行してしまうのが衝動性です。一瞬立ち止まって考えるというブレーキが効きにくいために起こるのではないかと考えられています。

こうした「不注意」「多動性」「衝動性」に基づく行動は、非常に誤解を受けやすいものです。意図的に相手を困らせようとしてやっているのではなく、ADHDの障がい特性に起因するものであるということを理解して対応しましょう。





ADHD:Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

注意欠如・多動症のタイプ

注意欠如・多動症は症状の現れ方の違いから

多動性・衝動性が目立つタイプ

不注意が目立つタイプ

混合タイプ

という3つのタイプがあります。



多動性、衝動性が目立つタイプ

多動性や衝動性の特徴が強くみられますが、不注意の特徴は少ないタイプです。男児に多く、ADHD 全体の割合からすると少数です。

例えば…

- 落ち着きがなく授業中に立ち歩く。
- 座っていても体を動かすことがやめられない、姿勢が崩れやすい。
- 衝動性が抑えられず些細なことで手を出してしまったり、大声を出したりする。 など

不注意が目立つタイプ

多動性、衝動性はあまり見られず不注意の特徴が強くみられます。女児に多く、目立ちにくいいため、ADHD であると気づかれにくいです。

例えば…

- 忘れ物が多く、物をなくしやすい。
- 気が散りやすく、集中力が続かない。
- 興味があるものに集中しすぎてしまい、切り替えが難しい。
- ぼーっとしていて話を聞いていないように見える。
- 片づけられない。 など

混合タイプ

不注意、多動性、衝動性のいずれの特徴も強くみられます。小児のADHDに最も多くみられます。両方の特徴があります。

例えば…

- 忘れ物が多く、物をなくしやすい。
- 衝動性が抑えられず、順番が守れなかったり、ルールが守れなかったりする。



ADHD:Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

注意欠如・多動症の事例紹介

～ 中学校3年生男子 保護者 ～

きっかけは、長男の就学を前に保育園から「専門機関に相談してほしい。」と言われたことでした。私は“は!?別に家では困っていませんけど?”と園への不信感が募りました。

確かに、落ち着きがなく、何度注意しても効き目がない感じでしたが、言葉は早かったし、賢いところもあったので、“まさか…うちの子が?”と不安に包まれました。



就学してから半年間、事態は悪化する一方でした。着席できない、友達に手が出る、教室に落書きをするなどの不適応行動が続き、保護者には謝罪に回り、家族はどんどん孤立化した上で、通院、服薬、支援学級と苦渋の選択を迫られ、これまでの子育てを否定されたかのようにとても辛かったです。

でも、本当に辛い思いをしてきたのは長男だったと気づかされた時、いたたまれなくなりました。

長男に耳を傾けると、「教室にいと、どこを見ていいかわからん。鉛筆の音や友達の声が気になる。」と。

“そうか!そう感じるんだ!だったら彼にわかりやすい環境にすればいいんだ!!”と、長男に合わせてもう一工夫心掛けるようにしました。特に夫婦間や学校との方向性がぶれないよう気をつけました。

長男が3年生になると「1年の頃は、どうやって勉強すればいいかわからなかった。」、5年生では「もう一度1年生をやり直せたら今度はうまくいくのに。あの頃はゴジラみたいだった。」と当時の自分を振り返るまでになりました。

中学校では、時には彼も交えた支援会議を続けながら、先生方の温かい励ましの元、通常学級で元気に頑張っています。

今でもADHDの特性である衝動性や不注意から、次々と新たな課題に直面しますが、周囲の良き理解者の力を借りながら、彼らしい豊かな発想力を活かして歩んでいけるように応援しています。





シロクマ先生からの アドバイス

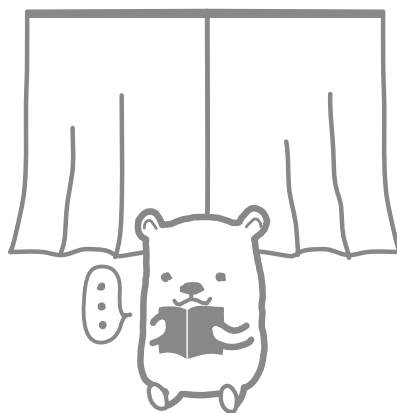


注意を高めて集中を持続させる環境をつくる

テレビを消したり、必要のないものを

片づけるなど静かで集中しやすい環境をつくる。 など

※テレビが原因ではありませんが、
テレビは集中できる環境を阻害するので、
必要ないときは消すことが大切です。



注意や興味を引き付けたり、

気づききっかけを増やす

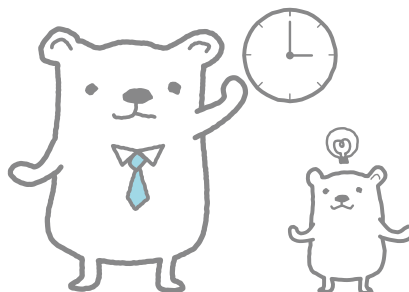
名前を呼ぶなど注意を喚起してから伝える、指示は具体的に伝える。

「今は何するとき?」と声をかけたり、メモやスケジュール、アラームを使う。 など



「近づいて」「穏やかに」「静かに」

話すとよいでしょう。



多動や衝動的な行動を感情的に叱るのは逆効果

注意するときは、

「やめなさい」「何度言ったらわかるの!」と感情的に叱るより、
「近づいて」「穏やかに」「落ち着いた声で」話しかける。など



ほめること、認めることが効果的

具体的なアドバイスをして、

結果ではなく意欲や過程を認めてほめる。



「がんばってるね」「その調子」「すごいよ」「ありがとう」など

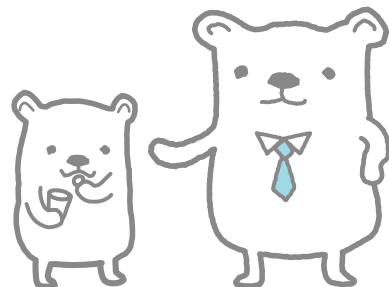
機会をとらえて、

「大好きだよ」「大切な存在だよ」と伝え続ける。



場合によってはお薬も

ADHDはお薬で症状を
改善できる場合もあります。
専門の医師の処方を受けましょう。



1 限目

限局性学習症とは？

限局性学習症とは、知能には問題がなく、目も見え、耳も聞こえていて、学習環境や本人の意欲にも問題がないにも関わらず、「読み書き」や「計算」など特定の領域の習得や成績にさしさわりがでてしまう障がいです。

限局性学習症の原因は、脳内の特定の分野の働きに不具合やアンバランスがあるためだと考えられています。

障がいに気づきにくいと、「努力不足」「怠けている」「やる気がない」などと誤解されて辛い思いをすることが多いようです。

限局性学習症のある人が自信を持って学習できるよう、適切な支援・理解が必要です。

自閉スペクトラム症やADHDと合併している場合もあります。



2 限目

限局性学習症の種類

◎ 読字障がい

読字障がいの背景には文字を音に変えることに著しい困難さがあります（例えば、「あ」という文字を見て、「あ」という音を思い出すまでに時間がかかる、など）。

そのため、単語や文章を読むときに時間がかかり、とても疲れます。その結果、本を読むことを嫌い、知識や語彙が不足し学力の低下を招きます。

例えば…

- ひらがなの1文字ずつは読めても単語になると読みづらい
- 単語の文字を逆さに読んでしまう（「いか」→「かい」など）
- 形の似た文字を間違えて読んでしまう（「め」と「ぬ」など）
- 拗音・促音が読みづらい（「きゃ」「しゅ」、「きって」など）
- 単語や文節の区切りが分からなかったり、文末を適当に作って読んでしまう → 読んでも内容が理解できない
- 英語は1文字1音でないため、音と文字の関係がさらに難しく、より困難に感じる

◎書字障がい

読字障がいがあると、結果的に書字の問題も示す場合が多くみられます。

また読むことに困難がなくても文字の形を正しく捉えることや、形を正しく覚えておくことが困難で、書字を誤る症状を示します。

例えば…

- 書き順や字形が覚えづらい
- 文字をます目や行におさめられない
- よく似た形の字、画数の多い漢字の誤りが多い
- 黒板の文字を書き写すのが難しい
- 句読点がうまく使えない
- 英語ではアルファベットの綴りが困難

◎計算障がい

計算障がいの背景には、数量のイメージが持ちにくかったり、数量のイメージと数字とを一致させることがうまくいかないことがあります。そのため、足すとか引くという数の操作がうまくいかないのです。

計算障がいは、計算だけでなく、図形や空間の認知、算数的推論などの面でも困難をきたす場合があります。



例えば…

- 数字や記号を理解できない
- 簡単な計算が（指を使わなければ）できない
- 繰り上がりや繰り下がりが正しくできない
- 九九を覚えにくい
- 九九を暗記できても、応用して掛け算をすることができない
- 掛け算ができてても割り算ができない
- 物差しや計量器で計測した目盛りを読むのが苦手
- 図形の認知や構成ができないことがあり、正しく書き写すことができない



SLD: Specific Learning Disorders/Specific Learning Disabilities 限局性学習症の事例紹介

～ 高校3年生男子 保護者 ～

現在、息子は高校3年生です。幼児期に自閉スペクトラム症の診断を受けました。知的な遅れはありませんでしたが、個別の支援を必要としたため、小学校入学の際に支援学級を選択しました。

中学校でも支援学級に入級し、息子にとっては恵まれた環境で生活していましたが、思春期と重なり、イライラしたり、気分が落ち込んだりすることが多くなりました。授業も受けられなくなり、テストも受けようとしないうえ、受けても途中でテスト用紙を丸めて捨ててしまうような状態でした。

ある時、息子が住所を書いているのを見て驚きました。「鳥取」が「取鳥」になり、「郡」が「群」になっているのです。

間違っていることを伝えると「字は読めるし簡単な字は書けるけど、複雑な字は覚えられず書けない」「狭い箇所には字を書くのが苦手なので、テストが受けられない」など漢字に苦手意識を持っていることを話してくれました。



私は、自分だけでは対処しきれないと思い、中学校の担任に相談すると、すぐに専門の先生を紹介して下さいました。そして、詳しく調べてもらった結果、SLDであることが判明しました。

息子の場合、書き順が書く度に違っていて、たくさんの字が覚えられないことが分かったので、まずは、字には流れがあることなど基本的な書き順を一から学びました。また、「部首を覚えパズルのように漢字を組み立てる」「同じ字を何度か書いてみる」など本人にあった方法で少しずつ漢字を覚えていき、テストも受けられるようになっていきました。

思春期で情緒不安定な状態だった為、書けないことが現れにくく、SLDであることに気が付くのが遅れてしまいましたが、早く対応できたことで息子の心も安定し、高校受験も無事に受けることが出来ました。

今も漢字は得意とは言えませんが、自信を取り戻した息子は漢検にも挑戦中です。



シロウクマ先生からの アドバイス



苦手なことを正しく把握する

普段の学習の様子を見て、気になったら
担任の先生や特別支援教育担当の先生に早めに相談しましょう。
苦手で困っていることが正しくわかれば、具体的な工夫ができます。

自分に合った学びを身に付ける

なぜ読めないのか、なぜ書けないのかを専門の先生と相談し、
その人にあった学び方を支援していくことが大切です。



読むことが苦手な場合…ふりがなをふる。行間を空ける。

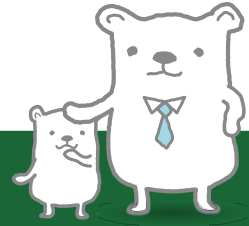
単語や文節に区切り線を入れる。本の読み聞かせなどで語彙を増やす。など

苦手を補うツールを使う

将来的には、計算機、パソコン等その他の電子機器を活用して
苦手を補う方法もあります。



🍀 支援する



集団生活を営む上で本人や保護者、周囲が困っている、またはつらい思いをしているなら、適切に行動できるよう支援することが必要です。

情報や環境を整える

◎事前に伝える

急な予定変更や毎回変わる活動など、見通しが見つからないことは苦手です。しかし、いったん理解して納得すれば、スムーズに行動できるようになります。1日のスケジュールやものごとの手順などは事前に伝えておきましょう。

◎コミュニケーションに工夫を

発達障がいのある人の多くは言葉で言われるよりも、目で見てわかる情報の方が理解しやすいといわれています。言葉だけで難しい場合は、写真や絵・文字・文章などを交えて説明すると理解しやすくなります。

◎環境に工夫を

生活環境から不要な刺激を減らし、安心できる落ち着いた空間を作りましょう。また、指示やきまりは絵や文字で示したり、手順に番号をふったりすると、自分で見て気づけるようになります。

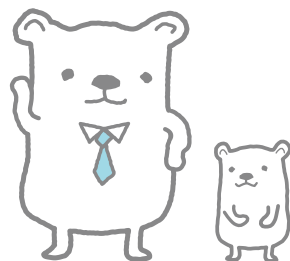
気持ちに寄り添う

◎ほめる、注意する、などの感情表現に配慮する

うれしい気持ちは笑顔とともに、場合によっては抱きしめるなど、気持ちをストレートに表現して伝えましょう。ほめるときは気づいたその場ですぐに、よくない行動がみられたら少し離れたところで見守ります。そして「近づいて」「穏やかに」「静かな声で」注意してください。叱っても効果はありません。

◎人格否定しない

失敗やミスをしても「お前はだめだ」「いい加減にきなさい」「やる気がないなら帰れ」など頭ごなしの否定はやめましょう。



◎本人が納得できる説明をする

子どもの言い分を聞き、「なぜ～しないといけないのか」本人が納得できる説明をすることが大切です。

◎自己選択、自己決定を促す

自分で選択できるものについては、自己決定を尊重しましょう。約束やルールは、話しあって折り合いをつけていけるようにしましょう（決めたルールや約束は紙に書いて見えるところに貼るなど、視覚化すると意識しやすくなります）。

◎自己理解を促す

得意な（好きな）ことは認めて尊重し、苦手な（嫌いな）ことは、どうすればうまくいくかを具体的に一緒に考えて支援し、認めていくことが大切です。

そのことが本人の自己理解を促していきます。

◎得意なことをみつける

興味関心のあることにはすべてのエネルギーを使ってまい進できる力を持っています。個性をポジティブにとらえることは、子どもの才能を開花させる手助けとなり、子どもの自尊心を育てることもつながります。好きなことや得意なことをみつけて、その能力を伸ばしてあげましょう。

ひとりで悩まないで.....

◎気づいたときが支援の始まり

支援の始まりが遅すぎるということはありません。気づいたときから支援を始めることが大切です。

発達の問題やつまずきの状態はもちろんのこと、子どもの個性や年齢、生活環境、発達の状況などにより、支援の内容や方法はいくつもあります。

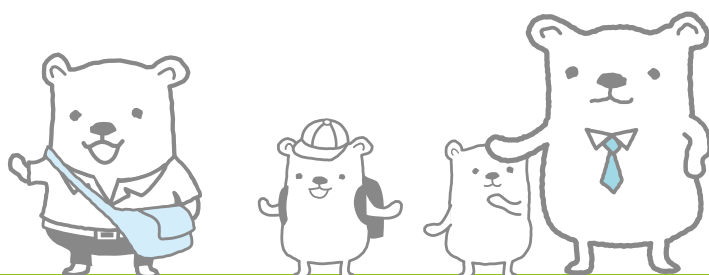
気になることがあれば相談し、適切に支援していきましょう。

◎周囲との連携と継続した支援

幼児期、学齢期、青年期とライフステージによってニーズが異なり、必要な支援も異なります。

しかし、支援が必要であることに変わりはありません。

就学、進学、就職の際などには、個別の支援計画を活用した引き継ぎを行っていくなど一貫した支援を継続していきましょう。





思春期以降の対応について

10歳を過ぎると、本人自身も自分と他人の違いを意識し始めます。中学生になると、先輩後輩、異性との関係など人間関係はさらに複雑になっていきます。



発達障がいは見えない障がいといわれており、一見ただけでは気づかれません。そのため「本人が抱えている困難さを周りの人が理解できず、適切な対応がされなかった結果、起こってしまう適応障がい」のことを「二次障がい」といいます。

二次障がいは放置するといくつもの状態が重なりあって悪化してしまうことも少なくありません。

二次障がいのきっかけとなるもの

周囲の無理解、叱責、拒否、否定、いじめ、からかい、度重なる失敗体験 など
(二次障がいは発達障がいによるものではなく、環境的要因によって引き起こされます。)

二次障がいのあらわれ方

自己否定や無力感、不登校、対人不信、対人恐怖、強い反発的行動、抑うつ的な反応など、その他ストレスによるさまざまな精神症状



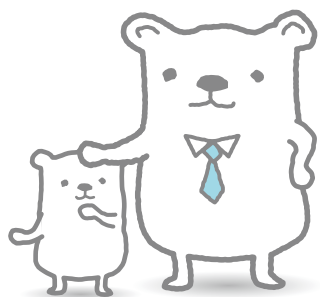
本人に悪意はないにも関わらず、「ふざけている」「怠けている」「自分勝手」などの誤解を受けてしまい、健全な人間関係が築けない精神状態になったり、さまざまな不適応行動を起こしたりしてしまいます。二次障がいであらわれてから、発達障がいだったことがわかる場合もあります。

特に、思春期は身体的な変化と心理的な変化から情緒面が不安定になり、二次障がいのリスクが高まる時期です。

発達障がいの人は感じ方の違いやストレス耐性などの特性により、深刻な事態に陥ってしまうこともあるため、その人の特性を十分に理解し、年齢層にあわせた関わりが必要となります。本人自身には自覚がない場合もあるので、保護者や周りの人の気づきが大切です。さらに、気づいたら速やかに適切な対応をとることです。

気になることがあったら、まずは先生やスクールカウンセラーに相談してみましよう。
(相談機関も活用しましょう。)

そして、なによりも、支援内容は本人自身が納得していなければなりません。



相談する

自立した豊かな社会生活を送るためには、
周囲が発達障がいの特性を理解し、
幼少期からの温かくて穏やかな人間関係や生涯
にわたる「一貫した継続的支援」が必要です。



まずは地域の身近な窓口にご相談してみてください。

福祉、保健の主な相談窓口

市町村乳幼児期の相談窓口（市町村保健センター等） P.38

発達障がいを含む乳幼児期の発達について、気軽に相談することができます。
1歳6ヶ月健診、3歳児健診、5歳児健診（5歳児発達相談）でも相談可能です。

『エール』発達障がい者支援センター P.40

発達障がいのある方やその家族の育児、就学、就労、地域生活などに関する相談・支援を行っています。また、所属する保育園・幼稚園、学校、就労機関などと連携を取り、乳幼児期から成人期までの支援を行います。

精神保健福祉センター P.40

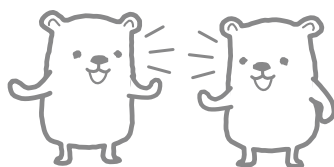
こころの健康や精神疾患、精神障がい者の福祉など、精神保健福祉に関する相談や、児童、思春期に関する相談、ひきこもりに関する相談等に応じています。

相談支援事業所 P.40~42

障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、関係機関との連携をとりながら支援を進めます。福祉制度やその利用の仕方、専門機関など、必要な情報を提供します。

契約に基づき、サービス利用支援（介護給付、訓練給付等）の利用計画の作成支援を行います。

本人の状態によっては、専門の医師を受診、相談することで医療的な手立てが見つかる場合もあります。



医療に関する主な相談窓口

小児科医、総合病院の小児科、精神科、心療内科等

総合療育センター、鳥取・中部療育園 […▶ P.43](#)

幼児期は小児科等、思春期以降は、精神科や心療内科等で診察が受けられます。

学齢期には、就学前後の心配、学習面での遅れや友人関係の悩み、学校生活に関係する様々な不安や問題が出てきます。

家庭と学校とが連携して本人を支援していくことが最も大切ですが、学校と連携してもらえる相談機関を利用することもできます。

教育に関する主な相談窓口

特別支援教育主任（担当）

保育園・幼稚園・各学校では、特別支援教育主任（担当）を指名しています。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うために、学校・園内の支援体制を整えるとともに、外部の教育・医療・福祉等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的存在です。

LD等専門員 […▶ P.44](#)

発達の気になるお子さんへの支援等について、在籍園・学校の教職員・保護者等への相談助言を行っています。

各専門員は相談担当区域が分かれています。お住まいの区域の専門員の連絡先については県教育委員会のホームページからご確認いただくか、各教育局にお問い合わせください。

県教育委員会HP

<http://www.pref.tottori.lg.jp/10381.htm>



相談の申し込み方法

電話で申し込んでください。受付時間は、配置場所の勤務時間によります。

市町村教育委員会 …▶ P.43、44

市町村教育委員会では、障がいのある（発達が気になる場合を含む）幼児児童生徒の就学について就学相談を行っています。一人ひとりの発達や障がいの状態に応じて持っている力を十分に伸ばすためには、どのような教育が必要か、最も適切な教育はどこで受けられるか等についてご相談ください。

いじめ・不登校総合対策センター …▶ P.44

発達障がいを含めた各種障がいに関わることについて、本人、家族、学校等からの相談に応じています。また、県内3会場で月1～2回程度、小児科医・精神科医による教育相談会も行っています。

発達障がい教育拠点 …▶ P.44

東部、中部、西部に発達障がい教育拠点があり、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員等に対して教育相談を行っています。

大学等での支援

大学等には、学生支援センターや学生相談窓口があり、障がいのある学生の修学支援、学生生活等の相談に応じている学校があります。詳しくは各学校にお尋ねください。

就労に関する主な相談窓口

障がいのある方対象

就職を希望する方や在職中の方の相談に応じ、就業面や生活面についての相談支援を行います。

ハローワーク …▶ P.45

障がいのある方の就業支援については、専門窓口において専門の相談員が求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した支援を行っています。様々な支援機関がひとつのチームを作り支援を行うこともあります。

求人については、障がい者に限定した障がい者専用求人の取扱いも行っています。

鳥取障害者職業センター …▶ P.45

障がい者職業カウンセラー等の配置、関係機関と連携して、障がいのある方へ、就労して職場に適應するための相談や職業準備支援、就労後の職場で適應するための支援（ジョブコーチ支援事業）を行っています。

障がい者雇用を検討しているあるいは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

障害者就業・生活支援センター …▶ P.45

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。

「生活支援員」、「就業支援員」、「定着支援員（就職した方の定着支援を専門に行う）」、「発達障がい者就労・生活支援員」等が配置されています。

産業人材育成センター …▶ P.45

障がいのある方の職業訓練を行っています。

就労について悩みや不安を抱えている方対象

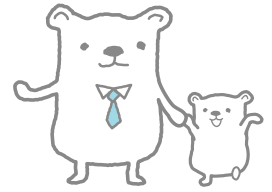
ご本人や家族の相談に応じています。 ※発達障がい専門の支援機関ではありません。

若者サポートステーション …▶ P.46 ※学籍のある方は学校にご相談ください。

若者サポートステーションでは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳の若者に対し、キャリアカウンセリングによる専門的な相談、グループワーク等によるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた一人ひとりの歩幅にあわせた支援を行っています。

🍀 鳥取県の取組

鳥取県では、発達障がいの人たちを支援するために以下のような取組や取組への支援を行っています。



本人、家族支援

○ ペアレントメンター鳥取 …▶ P.46

ペアレントメンターとは

ペアレントメンターは専門家ではありません
同じ親としての視点を大切にしています

発達障がいは周囲からなかなか理解されにくい障がいであり、一人で悩みを抱えてしまう保護者もいます。このような保護者に対して、発達障がいのある子どもをもつ保護者がペアレントメンター（よき相談相手・先輩保護者）となって悩みを共感したり、自分の子育て経験をとおして子どもへの関わり方などを助言します。

鳥取県はペアレントメンターの養成をバックアップし、その活動をサポートしています。ペアレントメンターとして活動しているのは、ペアレントメンター養成講座を受講した、発達障がいのある子どもを育てる保護者です。

こんな活動を
しています

- ◎ 個別の相談をお受けします。
- ◎ 親の会や学びの場（研修会など）の情報を提供します。
- ◎ 子どもを安心して預けるためのサポートブック作りのお手伝いをします。
- ◎ 理解・啓発活動（研修会など）も行います。
- ◎ 早期相談活動



○ 5歳児健康診査（5歳児発達相談）

平成19年度から全国に先駆けて県内の全市町村が実施しています。5歳児健診は就学前に発達の課題を発見し、就学に向けて適切な支援につなげていく契機となっています。

○ペアレント・トレーニング（ペアレント・プログラム）の実施

県内の療育機関等で発達の気になる子ども及び発達障がい児の保護者を対象としたペアレント・トレーニング※を実施しています。

※ペアレント・トレーニングとは…保護者を対象に子どもの養育を学ぶためのプログラム

○障がい児等地域療育支援事業

在宅の障がい児や保護者が身近な地域で療育指導・相談が受けられるよう、巡回相談等を行っています。

■ 実施機関

…▶ P.43

東部地区

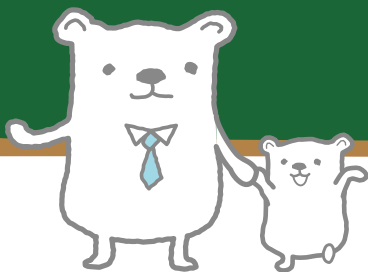
鳥取療育園、若草学園

中部地区

中部療育園、皆成学園

西部地区

総合療育センター、あかしや
NPO 法人 陽なた



○ 受診サポート手帳

障がいがあるためにコミュニケーションや言葉の理解などに大きな困難を抱え、医療機関において円滑に診療を受けることのできない人を支援するための手帳です。受診サポート手帳は『エール』のほか、市町村福祉担当課や福祉保健局、児童相談所などで配布しています。

また、鳥取県のホームページからダウンロードすることもできます。

受診サポート手帳 ダウンロード…<http://www.pref.tottori.lg.jp/101089.htm>



○ 特別支援教育主任（担当）

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うために、学校内の支援体制を整えるとともに、外部の教育・医療・福祉等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的存在です。すべての小・中学校、高等学校に特別支援教育主任（担当）を位置づけて適切な支援を進めています。

こんな活動
をしています

- ◎ 担任の支援や校内委員会の運営
- ◎ 校内の関係職員との連絡調整
- ◎ 校外の関係機関との連絡調整



○ LD 等専門員

県教育委員会では、SLD、ADHD、自閉スペクトラム症などの幼児児童生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動を行う LD 等専門員を県内各地区に配置しています。

相談活動は、LD 等専門員の配置場所で行う場合と、当該幼児児童生徒が在籍する学校等へ出かけて行う場合があります。

こんな活動
をしています

- ◎ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導・支援への助言
- ◎ 校内（園内）支援体制の充実に向けた助言
- ◎ 全教職員を対象とする研修会による理解啓発



相談の申し込み方法

電話で申し込んでください。受付時間は、配置場所の勤務時間によります。

発達障がい教育拠点

発達障がいのある幼児児童生徒への指導・支援の充実を図るために、県立白兔養護学校、県立倉吉養護学校、県立米子養護学校に発達障がい教育拠点を設置しています。

こんな活動を
しています

- ◎ 幼児や高校生も含め発達障がいのある幼児児童生徒への教育相談活動
- ◎ 学級担任等への支援など



支援者の育成

○ 医療、保健関係者の人材育成

発達障がいを含む広く子どもの心の問題への支援について、医療知識を持った人材（医師、保健師、保育士等）の育成を図るため、研修等を実施しています。

○ 幼児期の支援者の育成

各市町村の保健師、保育士を対象に、発達の気になる子どもについてできるだけ早期に、本人への支援、家族支援などをしていく中心的人材を育成しています。

○ 思春期以降の支援者の育成

高等学校、事業所、障害者就業・生活支援センター等の職員を対象に思春期から青年期の発達障がい児・者の相談・支援が適切にできる人材を育成する研修を実施しています。

就労に関する取り組み

○ 発達障がい者就業支援ネットワーク

知的障がいを伴わない発達障がい者の場合、高校・大学からの就職となり、行政機関の支援が届きにくいいため、障害者就業・生活支援センターを中心に、就労支援が届くためのネットワーク化を図っています。

○ 鳥取県版ジョブコーチセンターの設置

鳥取障害者職業センターと連携して、県内全域に質の高いジョブコーチ支援を提供し、障がい者の職場定着を推進していく体制を整えるため、県の中中部・西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、県内企業の理解と就労環境整備を進めています。

障がい児・者に対するサービス・支援

○ 障がい児・者サービス 詳しくは P.35 をご覧ください

障がい児・者の生活、就業等の支援・サービスを行っています。

障がい児通所・入所施設一覧

圏域ごとの障がい児通所及び入所施設を鳥取県のホームページで公開しています。利用にあたっては各施設にご連絡ください。

障がい児通所・入所施設一覧… <http://www.pref.tottori.lg.jp/112178.htm>





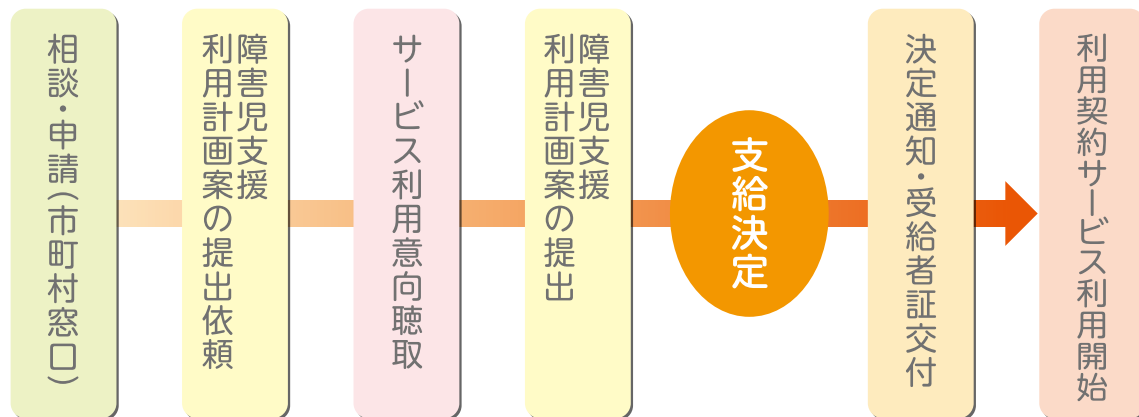
障がい児・者に対するサービス・支援

障がい児サービス

障がい児サービス利用についての詳細は、市町村窓口にご確認ください。

入所支援	福祉型	障がいのある児童が入所し、生活訓練等を受けることができる施設です。
	医療型	障がいのある児童が入所し、生活訓練及び治療等を受けることができる施設です。
通所支援	児童発達支援 (センター含む)	未就学の障がい児に対して、日常生活における適応訓練等、その他必要な支援を行います。
	医療型 児童発達支援	未就学の肢体不自由児に対して、日常生活における適応訓練等を行うとともに、身体の状況により医療の提供を行います。
	放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所作りや、日常生活における必要な支援を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等 訪問支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じます。
相談支援	障がい児の保護者等の相談に応じたり、サービス等利用計画作成を行います。	

障がい児サービス利用までの流れ（概略）



※入所支援については児童相談所が窓口となります。 […▶ P.40](#)

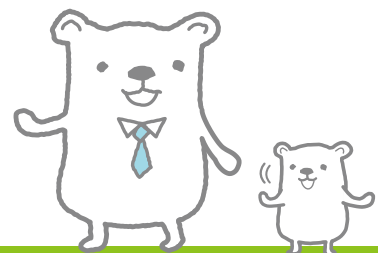
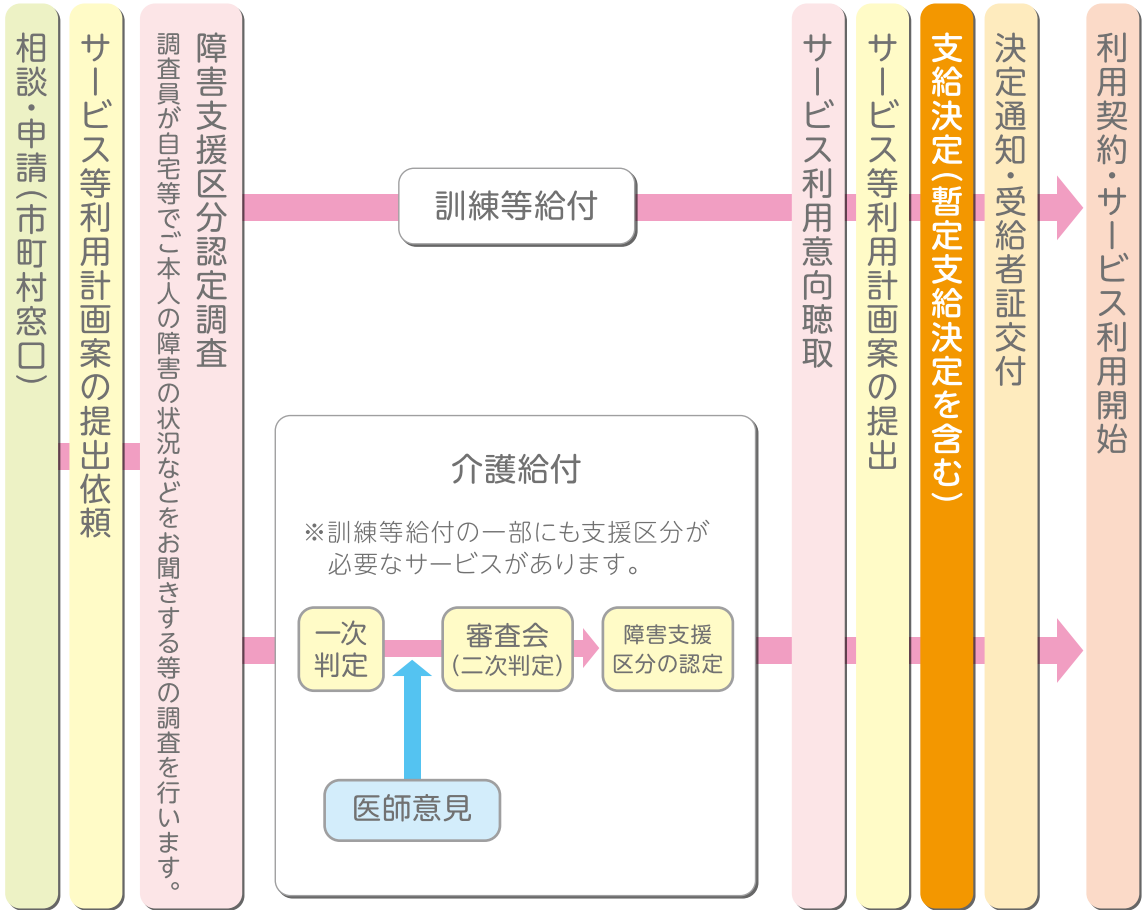
障がい者サービス

障がいのある方の障がいの種類や程度、利用したいサービスの内容等に応じて、各障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等の利用、「自立支援給付」「介護給付」等のサービスを受けることができます。対象者や利用についての詳細は、市町村窓口にご確認ください。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排せつ、食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
	行動援護	自己判断の能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な障がい者のなかで、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービス（例：通所サービス、訪問系サービス、ケアホーム）を包括的に提供します。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

障がい者サービス利用までの流れ（概略）



福祉・保健の主な相談窓口

乳幼児期の発達に関する相談

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	鳥取市健康子育て推進課	680-0845	鳥取市富安2丁目138-4	TEL 0857-30-8581 FAX 0857-20-3965
	鳥取市こども発達支援センター	680-0845	鳥取市富安2丁目138-4	TEL 0857-30-8561 FAX 0857-20-3964
	岩美町住民生活課	681-8501	岩美郡岩美町浦富675-1	TEL 0857-73-1415 FAX 0857-73-1569
	若桜町保健センター	680-0792	八頭郡若桜町若桜801-5	TEL 0858-82-2214 FAX 0858-82-0134
	智頭町福祉課	689-1402	八頭郡智頭町智頭1875	TEL 0858-75-4101 FAX 0858-75-4110
	八頭町保健課	680-0463	八頭郡八頭町宮谷254-1	TEL 0858-72-3566 FAX 0858-72-3565
中部	倉吉市子ども家庭課	682-8633	倉吉市堺町2丁目253番地1	TEL 0858-27-0031 FAX 0858-22-8135
	三朝町健康福祉課	682-0195	東伯郡三朝町大瀬999-2	TEL 0858-43-3520 FAX 0858-43-0647
	湯梨浜町子育て支援課	682-0723	東伯郡湯梨浜町久留19-1	TEL 0858-35-5322 FAX 0858-35-3697
	琴浦町子育て応援課	689-2392	東伯郡琴浦町徳万591-2	TEL 0858-27-1333 FAX 0858-49-0000
	北栄町健康推進課	689-2292	東伯郡北栄町由良宿423-1	TEL 0858-37-5867 FAX 0858-37-5339
西部	米子市健康対策課	683-0811	米子市錦町1丁目139-3 (ふれあいの里)	TEL 0859-23-5453 FAX 0859-23-5460
	境港市健康推進課	684-8501	境港市上道町3000	TEL 0859-47-1042 FAX 0859-47-1112
	日吉津村福祉保健課	689-3553	西伯郡日吉津村日吉津872-15	TEL 0859-27-5952 FAX 0859-27-0903
	大山町健康対策課	689-3211	西伯郡大山町御来屋467 (保健福祉センターなわ内)	TEL 0859-54-5206 FAX 0859-54-5087
	南部町健康福祉課	683-0323	西伯郡南部町倭482	TEL 0859-66-5524 FAX 0859-66-5523
	伯耆町健康対策課	689-4133	西伯郡伯耆町吉長37-3	TEL 0859-68-5536 FAX 0859-68-3866
	日南町福祉保健課	689-5211	日野郡日南町生山511-5	TEL 0859-82-0374 FAX 0859-82-1027
	日野町健康福祉課	689-4503	日野郡日野町根雨101	TEL 0859-72-0334 FAX 0859-72-1484
	江府町福祉保健課	689-4401	日野郡江府町江尾2088-3	TEL 0859-75-6111 FAX 0859-75-6161

福祉サービス等の手続き窓口

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	鳥取市障がい福祉課	680-8571	鳥取市幸町71番地	TEL 0857-30-8217 FAX 0857-20-3907
	鳥取市子ども発達支援センター	680-0845	鳥取市富安2丁目138-4	TEL 0857-30-8561 FAX 0857-20-3964
	岩美町福祉課	681-0003	岩美郡岩美町浦富1029-2	TEL 0857-73-1333 FAX 0857-73-1344
	若桜町町民福祉課	680-0792	八頭郡若桜町若桜801-5	TEL 0858-82-2232 FAX 0858-82-0134
	智頭町福祉課	689-1402	八頭郡智頭町智頭1875	TEL 0858-75-4102 FAX 0858-75-4110
	八頭町福祉課	680-0463	八頭郡八頭町宮谷254-1	TEL 0858-72-3581 FAX 0858-72-3565
中部	倉吉市福祉課	682-0822	倉吉市葵町722	TEL 0858-22-8118 FAX 0858-22-7020
	倉吉市子ども家庭課	682-0822	倉吉市堺町2丁目253番地1	TEL 0858-22-8118 FAX 0858-22-7020
	三朝町健康福祉課	682-0195	東伯郡三朝町大瀬999-2	TEL 0858-43-3520 FAX 0858-43-0647
	総合福祉課	682-0723	東伯郡湯梨浜町久留19-1	TEL 0858-35-5373 FAX 0858-35-5376
	琴浦町福祉あんしん課	689-2392	東伯郡琴浦町徳万591-2	TEL 0858-52-1706 FAX 0858-52-1524
	北栄町福祉課	689-2292	東伯郡北栄町由良宿423-1	TEL 0858-37-5851 FAX 0858-37-5339
西部	米子市障がい者支援課	683-8686	米子市加茂町1丁目1	TEL 0859-23-5545 FAX 0859-23-5393
	境港市福祉課	684-8501	境港市上道町3000	TEL 0859-47-1121 FAX 0859-42-5987
	日吉津村福祉保健課	689-3553	西伯郡日吉津村日吉津872-15	TEL 0859-27-5952 FAX 0859-27-0903
	大山町福祉介護課	689-3211	西伯郡大山町御来屋467 (保健福祉センターなわ内)	TEL 0859-54-5207 FAX 0859-54-5087
	南部町福祉事務所	683-0323	西伯郡南部町倭482	TEL 0859-66-5522 FAX 0859-66-5523
	伯耆町福祉課	689-4133	西伯郡伯耆町吉長37-3	TEL 0859-68-5534 FAX 0859-68-3866
	日南町福祉保健課	689-5211	日野郡日南町生山511-5	TEL 0859-82-0374 FAX 0859-82-1027
	日野町健康福祉課	689-4503	日野郡日野町根雨101	TEL 0859-72-0334 FAX 0859-72-1484
	江府町福祉保健課	689-4401	日野郡江府町江尾2088-3	TEL 0859-75-6111 FAX 0859-75-6161

児童相談所

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	福祉相談センター(中央児童相談所)	680-0901	鳥取市江津318-1	TEL 0857-23-1031
				FAX 0857-21-3025
中部	倉吉児童相談所	682-0881	倉吉市宮川町2-36	TEL 0858-23-1141
				FAX 0858-23-6367
西部	米子児童相談所	683-0052	米子市博労町4-50	TEL 0859-33-1471
				FAX 0859-23-0621

発達障がいに関する相談

関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
『エール』発達障がい者支援センター	682-0854	倉吉市みどり町3564-1	TEL 0858-22-7208
			FAX 0858-22-7209

精神保健福祉に関する相談

関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
精神保健福祉センター	680-0901	鳥取市江津318-1	TEL 0857-21-3031
			FAX 0857-21-3034

相談支援事業所

圏域	事業所名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	障がい者支援センターそよかぜ	680-0845	鳥取市富安2丁目104番地2	TEL 0857-22-9511 FAX 0857-24-3022
	障害者支援センターしらほま	689-0201	鳥取市伏野2259-17	TEL 0857-59-6036 FAX 0857-59-2022
	相談支援センターサマーハウス	680-0007	鳥取市湯所町1丁目131番地	TEL 0857-36-1151 FAX 0857-36-1152
	相談支援事業所アプローズ	680-0824	鳥取市行徳3丁目901番地9	TEL 0857-30-4635 FAX 0857-30-4631
	指定相談事業所和貴の郷	680-1241	鳥取市河原町長瀬61番地11	TEL 0858-85-3738 FAX 0858-85-3739
	鳥取市相談支援事業所わかさ	680-0947	鳥取市湖山町西1-512 (学習・交流センター内2階)	TEL 0857-31-6839 FAX 0857-28-1233
	地域生活支援センターみんなの家	689-0202	鳥取市美萩野2丁目81番地	TEL 0857-30-7677 FAX 0857-30-7678
	フレンドシップ	680-0873	鳥取市の場2-81 リパティ的場3号	TEL 0857-53-2311 FAX 0857-53-2311
	鳥取介護サービス相談支援センター	680-0921	鳥取市古海707番地1	TEL 0857-30-1696 FAX 0857-30-1697
	相談支援事業所 鳥取医療センター	689-0203	鳥取市三津876番地	TEL 0857-59-1111 FAX 0857-59-1589
	相談支援事業所こすもす	680-0901	鳥取市江津318-1	TEL 0857-30-5568 FAX 0857-21-3346

圏域	事業所名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	相談支援センターゆくり	680-0805	鳥取市相生町2丁目405番地	TEL 0857-20-0222 FAX 0857-20-0222
	相談支援センターはるひな	680-0842	鳥取市吉方111番地1	TEL 0857-51-0523 FAX 0857-51-0531
	相談支援事業所 ニコリ	680-0911	鳥取市千代水4丁目68番地	TEL 0857-30-4531 FAX 0857-30-4535
	相談支援センターらいくす	681-0003	岩美郡岩美町大字 浦富1418番地2	TEL 0857-73-5822 FAX 0857-72-3314
	八頭町 障がい相談支援センターれしーぶ	680-0463	八頭郡八頭町宮谷240-15	TEL 0858-73-0037 FAX 0858-73-0045
	特定非営利活動法人たんぽぽ	680-0425	八頭郡八頭町井古35	TEL 0858-72-2558 FAX 0858-71-0707
	サンサンファーム元輝	680-0452	八頭郡八頭町池田73番地4	TEL 0858-71-0728 FAX 0858-71-0728
	相談支援センターPIECE	680-0463	八頭郡八頭町宮谷191-5	TEL 0858-71-0610 FAX 0858-71-0612
	相談支援事業所パレアナの家	680-0463	八頭郡八頭町宮谷225-1	TEL 0858-72-1131 FAX 0858-71-0990
	ほのぼのケアセンター	689-1402	八頭郡智頭町智頭1875番地	TEL 0858-76-1100 FAX 0858-75-4110
中部	倉吉市障がい者地域生活支援センター はっぴい	682-0863	倉吉市瀬崎町2714-1	TEL 0858-22-6239 FAX 0858-23-7122
	中部障がい者地域生活支援センター	682-0023	倉吉市山根43	TEL 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300
	障がい者サポートセンター敬仁	682-0023	倉吉市山根55番地39	TEL 0858-26-0480 FAX 0858-26-0483
	障害者支援センターくらよし	682-0817	倉吉市住吉町37-1	TEL 0858-23-8455 FAX 0858-23-8456
	相談支援センター絆	682-0872	倉吉市福吉町2丁目1535-4	TEL 0858-24-5229 FAX 0858-24-5229
	相談支援事業所えん	682-0885	倉吉市堺町2-239-87	TEL 0858-27-2777 FAX 0858-27-2778
	湯梨浜町社会福祉協議会指定 特定相談支援事業所	689-0601	東伯郡湯梨浜町泊1085-1	TEL 0858-34-6002 FAX 0858-34-6013
	相談支援センター サポートりんくす	689-0737	東伯郡湯梨浜町長江310-46	TEL 0858-32-1001 FAX 0858-32-0989
	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	689-2501	東伯郡琴浦町赤崎1113番地1	TEL 0858-55-1124 FAX 0858-55-1137
	社会福祉法人北宋町社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	689-2205	東伯郡北宋町瀬戸36-2	TEL 0858-37-4522 FAX 0858-37-4532

圏域	事業所名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
西部	障害者生活支援センターまちくら	683-0816	米子市西倉吉町83-3	TEL 0859-35-5647 FAX 0859-35-5648
	子ども相談支援センターカモミール	683-0804	米子市米原1丁目8-13	TEL 0859-57-7767 FAX 0859-57-2369
	エポック翼	683-0804	米子市米原1459-4	TEL 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007
	相談支援事業所われもこう	683-0852	米子市河崎1414番地	TEL 0859-21-4123 FAX 0859-24-1123
	障害者支援センター和おん	683-0103	米子市富益町4684	TEL 0859-30-4623 FAX 0859-30-4624
	障害者生活支援センターすてっぷ	683-0064	米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階	TEL 0859-37-2120 FAX 0859-37-2121
	鳥取県西部聴覚障がい者センター	683-0845	米子市旗ヶ崎6丁目19-48 (堀田ビル1階)	TEL 0859-30-3659 FAX 0859-30-3660
	相談支援センターさんふく	683-0042	米子市塩町167	TEL 0859-30-2937 FAX 0859-30-2450
	相談支援事業所けんこう	683-0004	米子市上福原3丁目13-24	TEL 0859-31-7230 FAX 0859-37-6163
	相談支援事業所わんぱく	683-0004	米子市上福原6丁目12-29	TEL 0859-33-4809 FAX 0859-33-4809
	鳥取県立総合療育センター	683-0004	米子市上福原7丁目13-3	TEL 0859-38-2163 FAX 0859-38-2156
	ケアプランセンター楽らく	683-0103	米子市富益町63-50	TEL 0859-21-0252 FAX 0859-21-0112
	相談支援事業所りんく	689-3533	米子市一部555	TEL 0859-21-1310 FAX 0859-27-7233
	相談支援センターしあん	683-0841	米子市上後藤6丁目14-45	TEL 0859-46-0755 FAX 0859-46-0756
	株式会社ライブアシスト 障がい者・児相談支援事業所	683-0812	米子市角盤町1丁目3-11	TEL 0859-33-4700 FAX 0859-33-4701
	相談支援事業所笑花	683-0001	米子市皆生温泉2丁目20-31	TEL 0859-21-0955 FAX 0859-21-0935
	障害者支援センターさかいみなど	684-0071	境港市外江町2072	TEL 0859-44-2520 FAX 0859-44-2526
	相談支援事業所まほろば	684-0071	境港市外江町2230番地1	TEL 0859-46-0032 FAX 0859-46-0031
	ケアプラン孫の手	684-0076	境港市夕日ヶ丘2丁目88	TEL 0859-21-7390 FAX 0859-36-8566
	社会福祉法人境港市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	684-0043	境港市竹内町40番地	TEL 0859-45-6116 FAX 0859-45-6146
	大山町社会福祉協議会 サポートセンターだいせん	689-3332	西伯郡大山町末長503	TEL 0859-39-5018 FAX 0859-39-5021
	障害者生活支援事業所はなます	689-3114	西伯郡大山町田中1383番地	TEL 0858-58-6161 FAX 0858-58-2175
	JOCAサポート	683-0351	西伯郡南部町法勝寺325-1	TEL 0859-36-8010 FAX 0859-36-8010
	相談支援事業所キララみらい	689-4121	西伯郡伯耆町大殿1830-1	TEL 0859-68-5181 FAX 0859-68-5181
	相談支援事業所つぼみ	689-5662	日野郡日南町神戸上2490-2	TEL 0859-77-3200 FAX 0859-77-3200
	相談支援事業所江美の郷	689-4403	日野郡江府町大字久連7	TEL 0859-72-3210 FAX 0859-75-3645

障がい児等地域療育支援事業実施機関

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	県立鳥取療育園	680-0901	鳥取市江津 730	TEL 0857-29-8889 FAX 0857-29-9300
	鳥取市立若草学園	680-0947	鳥取市湖山町西1-516	TEL 0857-28-1233 FAX 0857-28-1233
中部	県立中部療育園	682-0021	倉吉市上井503番地1	TEL 0858-27-0780 FAX 0858-27-0781
	県立皆成学園	682-0854	倉吉市みどり町3564-1	TEL 0858-22-7188 FAX 0858-22-7189
西部	県立総合療育センター	683-0004	米子市上福原7-13-3	TEL 0859-38-2155 FAX 0859-38-2156
	米子市立あかしや	683-0851	米子市夜見町330-3	TEL 0859-29-2585 FAX 0859-29-2585
	NPO法人陽なた	684-0076	境港市夕日ヶ丘2-80	TEL 0859-57-6240 FAX 0859-57-6240

教育に関する相談窓口

教育委員会

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	鳥取市教育委員会	680-0053	鳥取市寺町 1 5 0 (鳥取市教育センター)	TEL 0857-36-6060 FAX 0857-26-3878
	岩美町教育委員会	681-8501	岩美郡岩美町浦富675-1	TEL 0857-73-1301 FAX 0857-73-1569
	若桜町教育委員会	680-0701	八頭郡若桜町若桜757	TEL 0858-82-2213 FAX 0858-82-1045
	智頭町教育委員会	689-1402	八頭郡智頭町智頭2072-1	TEL 0858-75-3112 FAX 0858-75-4124
	八頭町教育委員会	680-0601	八頭郡八頭町北山63-1	TEL 0858-84-1231 FAX 0858-84-1201
中部	倉吉市教育委員会	682-8611	倉吉市東町435-1	TEL 0858-22-8165 FAX 0858-22-1638
	三朝町教育委員会	682-0195	東伯郡三朝町大瀬999-2	TEL 0858-43-3510 FAX 0858-43-0647
	湯梨浜町教育委員会	682-0723	東伯郡湯梨浜町久留19-1	TEL 0858-35-5364 FAX 0858-35-3697
	琴浦町教育委員会	689-2303	東伯郡琴浦町徳万266-5	TEL 0858-52-1160 FAX 0858-52-1122
	北栄町教育委員会	689-2292	東伯郡北栄町由良宿423-1	TEL 0858-37-5870 FAX 0858-37-3242
西部	米子市教育委員会	683-0811	米子市錦町1丁目139-3 (ふれあいの里)	TEL 0859-23-5431 FAX 0859-23-5413
	境港市教育委員会	684-8501	境港市上道町3000	TEL 0859-47-1085 FAX 0859-47-1109

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
西部	日吉津村教育委員会	689-3553	西伯郡日吉津村日吉津872-15	TEL 0859-27-5956 FAX 0859-27-0903
	大山町教育委員会	689-3211	西伯郡大山町御来屋263-1	TEL 0859-54-5211 FAX 0859-54-5217
	南部町教育委員会	683-0201	西伯郡南部町天万558	TEL 0859-64-3787 FAX 0859-64-2183
	伯耆町教育委員会	689-4292	西伯郡伯耆町溝口647	TEL 0859-62-0927 FAX 0859-62-7172
	日南町教育委員会	689-5292	日野郡日南町霞800	TEL 0859-82-1118 FAX 0859-82-0116
	日野町教育委員会	689-4503	日野郡日野町根雨101	TEL 0859-72-2107 FAX 0859-72-1484
	江府町教育委員会	689-4401	日野郡江府町江尾1944-2	TEL 0859-75-2223 FAX 0859-75-3942

県教育関係機関

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	特別支援教育課	680-8570	鳥取市東町1丁目271	TEL 0857-26-7598 FAX 0857-26-8101
	東部教育局	680-0061	鳥取市立川町6丁目176 (東部庁舎内)	TEL 0857-20-3672 FAX 0857-20-3673
	いじめ・不登校総合対策センター	680-0941	鳥取市湖山町北5丁目201	TEL 0857-28-2322 FAX 0857-28-3958
	LDホットライン (月～金8:30～17:15)	—	—	TEL 0857-21-1515 —
中部	中部教育局	682-0802	倉吉市東巖城町2	TEL 0858-23-3251 FAX 0858-23-5203
	LDホットライン (月～金8:30～17:15)	—	—	TEL 0858-23-9250 —
西部	西部教育局	683-0054	米子市鞆町1丁目160	TEL 0859-31-9773 FAX 0859-35-2096
	LDホットライン (月～金8:30～17:15)	—	—	TEL 0859-31-5093 —

発達障がい教育拠点

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	県立白兔養護学校	689-0201	鳥取市伏野1550-1	TEL 0857-59-0585 FAX 0857-59-1237
中部	県立倉吉養護学校	682-0836	倉吉市長坂新町1231	TEL 0858-28-3500 FAX 0858-28-1144
西部	県立米子養護学校	689-3543	米子市蚊屋343	TEL 0859-27-3411 FAX 0859-27-3420

就労に関する相談窓口

障がいのある方対象

ハローワーク ※障がいの者の就業相談窓口があります。

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	ハローワーク鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89	TEL 0857-23-2021
				FAX 0857-22-6906
中部	ハローワーク倉吉	682-0816	倉吉市駄経寺町2-15	TEL 0858-23-8609
				FAX 0858-22-6494
西部	ハローワーク米子	683-0043	米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	TEL 0859-33-3911
				FAX 0859-33-3959
	ハローワーク根雨	689-4503	日野郡日野町根雨349-1	TEL 0859-72-0065
				FAX 0859-72-1371

鳥取県立ハローワーク

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	県立鳥取ハローワーク	680-0835	鳥取市東明治町111-1 (JR鳥取駅構内)	TEL 0857-51-0501
				FAX 0857-51-0502
中部	県立倉吉ハローワーク	682-0023	倉吉市山根557番地1 パープルタウン1階	TEL 0858-24-6112
				FAX 0858-24-6113
西部	県立米子ハローワーク	683-0043	米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	TEL 0859-21-4585
				FAX 0859-21-4586
	県立境港ハローワーク	684-8501	境港市上道町3000 境港市役所別館1階	TEL 0859-44-3395
				FAX 0859-36-8609

障害者職業センター

関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189	TEL 0857-22-0260
			FAX 0857-26-1987

障害者就業・生活支援センター

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
東部	障害者就業・生活支援センターしらはま	689-0201	鳥取市伏野2259-17	TEL 0857-59-6060
				FAX 0857-59-2022
中部	障害者就業・生活支援センターくらよし	682-0817	倉吉市住吉町37-1	TEL 0858-23-8448
				FAX 0858-23-8456
西部	障害者就業・生活支援センターしゅーと	683-0064	米子市道笑町2丁目126-4	TEL 0859-37-2140
				FAX 0859-37-2140

産業人材育成センター

圏域	関係機関名	郵便番号	住 所	お問い合わせ
中部	産業人材育成センター倉吉校	682-0018	倉吉市福庭町2-1	TEL 0858-26-2247
				FAX 0858-26-2248
西部	産業人材育成センター米子校	683-0851	米子市夜見町3001-8	TEL 0859-24-0371
				FAX 0859-24-4094

就労について悩みや不安を抱えている方対象 ※発達障がい専門の支援機関ではありません。

若者サポートステーション ※学籍のある方は学校にご相談ください。

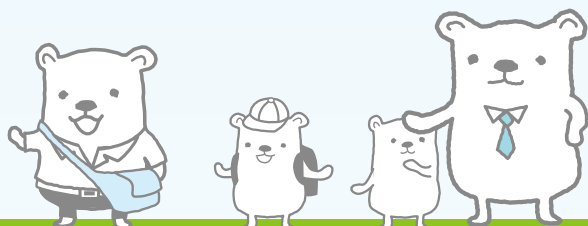
圏域	名称	郵便番号	住所	お問い合わせ
東部	とっとり若者サポートステーション	680-0846	鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル2階	TEL 0857-30-4677 FAX 0857-30-4678
西部	よなご若者サポートステーション	683-0043	米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	TEL 0859-21-5678 FAX 0859-21-5679

ペアレントメンター※が相談に応じる窓口

ペアレントメンター鳥取

名称	郵便番号	住所	お問い合わせ
ペアレントメンター鳥取事務局 (平日10時～14時まで)	680-0821	鳥取市瓦町601 (特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会内)	TEL 0857-30-0670 FAX 0857-30-2785

※発達障がいのある子どもをもつ保護者が「よき相談相手・先輩保護者」として相談に応じます。



発達障がいのある方や家族等を対象とする主な団体

圏域	団体名	お問い合わせ
全 県	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会 680-0821 鳥取市瓦町601	TEL 0857-30-2776
	自閉症・発達障がいのある方とその家族、関係者が中心となって運営している会 <hr/> http://asj-tt.com/ E-mail : asj-tottori@trad.ocn.ne.jp	FAX 0857-30-2785
東 部	NPO法人全国LD親の会所属 らっきょうの花(親と当事者の会) 680-0003 鳥取市覚寺72-32 (齊藤方)	TEL 090-6832-8108
	LD(学習障がい)など発達障がいのある子どもを持つ保護者の会 <hr/> http://www.geocities.jp/rakkyou87/ (『困り感/らっきょうの花』で検索) E-mail : rakkyou87@yahoo.co.jp	FAX 0857-50-0801
	アスペルガーの家族の会 主に思春期を過ぎてアスペルガー症候群などと診断されたり、その傾向が強くて社会に不応を起こしている子どもたちの家族の会	TEL 090-3638-2445
東 部	ラビットの集い 発達障がい児・者と親の会(成人した発達障がい者が中心となって交流をしています。) <hr/> E-mail : keiko10423@softbank.ne.jp	TEL 090-5374-7027
	保護者のピアサポートの会 689-2102 東伯郡北栄町国坂125-17 (河本方)	TEL 090-6414-5337
中 部	発達障がいのある(またはあるかもしれない)学齢期・青年期の子どもたちの保護者が集まってできた保護者の会 <hr/> http://heartland.geocities.jp/peersapo_family/ https://ja-jp.facebook.com/peersupport.family E-mail : peersapo_family@yahoo.co.jp	FAX 0858-36-6103
西 部	ADHD/ADD当事者と仲間の会 683-0816 米子市西倉吉町83-3 障害者生活支援センターまちくら内	TEL 0859-35-5647
	ADHD/ADDまた、LD・アスペルガー症候群をもつ当事者の会	FAX 0859-35-5648
	発達障がい家族ネット 683-0816 米子市西倉吉町83-3 障害者生活支援センターまちくら内	TEL 0859-35-5647
	知的障がいを伴わない発達障がい児・者の家族の会	FAX 0859-35-5648
西 部	発達障がい児・者親の会 CHERRY 発達障がい児をもつ親が中心となって、勉強会、意見交換会などを定期的に行っている会 <hr/> E-mail : cherrymamanokai@yahoo.co.jp	/
	鳥取県ことばを育む会 困り感のある子供を持つ保護者、支援者を中心とする組織 <hr/> https://www.facebook.com/tottorियोanokai E-mail : tottorियोanokai@gmail.com	TEL090-4653-5130 FAX 0859-24-2477



発達障がい ハンドブック

●発行/お問い合わせ

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
TEL.0857-26-7865 / FAX.0857-26-8136 www.pref.tottori.lg.jp/kodomohattatu/